

お店や事業所のごみの 適正処理ハンドブック

保存版



もくじ

貝塚市のごみの現状・・・1ページ

事業者の責務・・・2ページ

廃棄物の分類・・・3ページ

事業系一般廃棄物の処理方法・・・4、5ページ

事業系ごみと家庭系ごみは区別して処理しましょう・・・6ページ

産業廃棄物について・・・7、8ページ

正しい分別で古紙をリサイクルしましょう・・・9、10ページ

主な産業廃棄物の例・・・11ページ

貝塚市役所廃棄物対策課

電話 072-433-7009

FAX 072-433-7039

はじめに

貝塚市では、平成30年3月に一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）を策定し、計画に基づき、ごみ減量化・資源化の取り組みを推進しています。

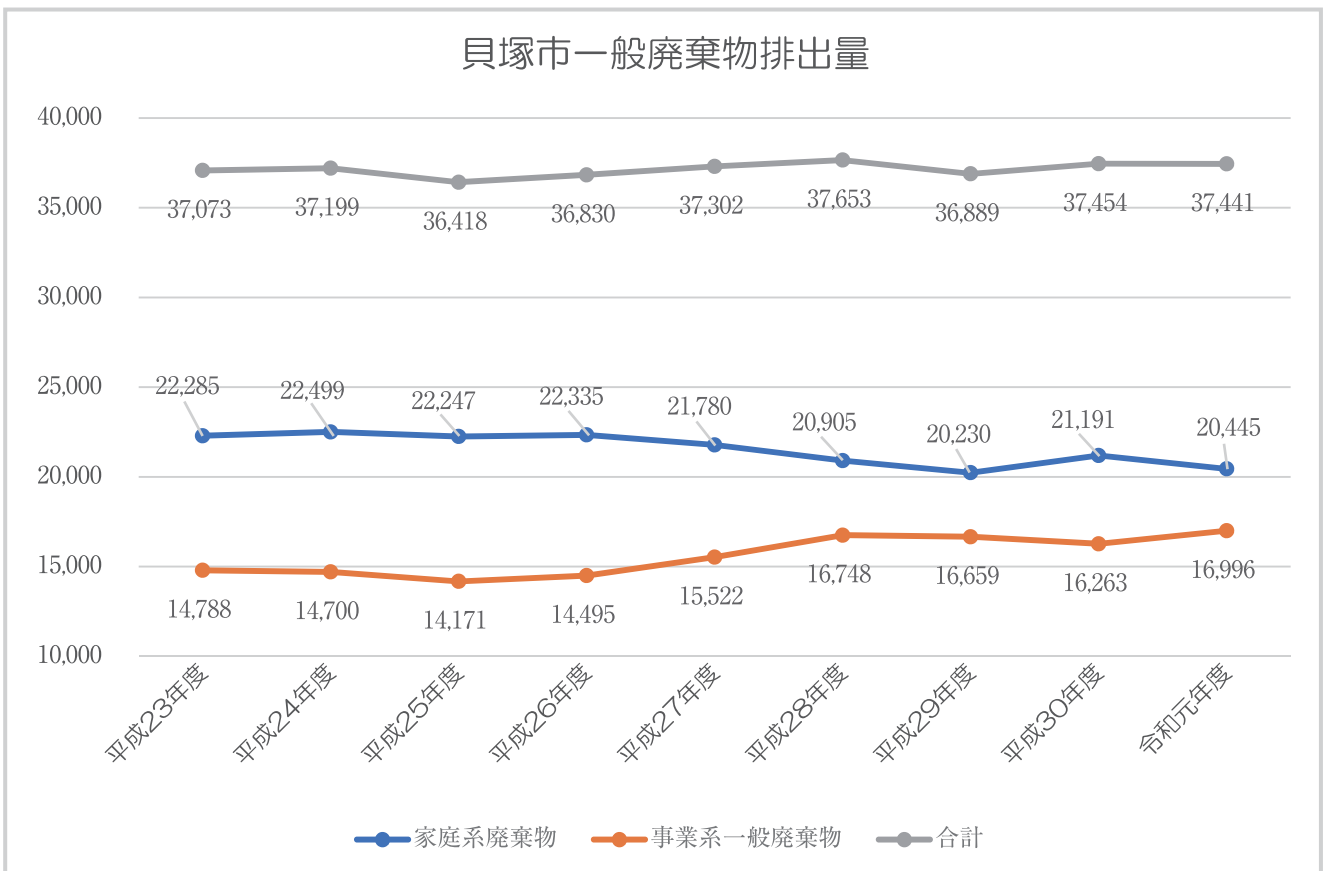
貝塚市のごみ（一般廃棄物）の総排出量のうち、事業所から発生するごみ（事業系一般廃棄物）は全体の4割以上を占めており、家庭系廃棄物が減少傾向にあるのに対し、事業系一般廃棄物は微増傾向にあります。

事業活動に伴い発生したごみは、法律に基づき事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。

本ハンドブックは、お店や事業所の皆様に、ごみの分別や削減・リサイクルの方法などの要点をわかりやすくまとめたものです。事業者の皆様におかれましては、「事業者の責務」をご理解いただくとともに、ハンドブックをご活用いただき、ごみの削減・リサイクルのための積極的な取り組みにご協力をお願いいたします。

貝塚市のごみの現状

令和元年度の貝塚市の一般廃棄物排出量は37,441トンで、そのうち事業所から排出される「事業系一般廃棄物」は16,996トンであり、全体の約45%にあたります。



事業者の責務

循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、家電リサイクル法、食品リサイクル法など、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向け、ごみの減量化やリサイクルを推進するための法律が整備され、事業者の責任がより強く求められています。

廃棄物処理法では、次のとおり、事業活動に伴って生じる廃棄物について、事業者における処理責任を規定しています。

また、多量排出事業者については、条例において事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の提出を求めています。

法律で定められた事業者の責務

- ・ 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること
- ・ 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を積極的にいき、減量化に努めること
- ・ 廃棄物の減量や適正処理について国や地方公共団体の施策に協力すること

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】（抜粋）

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

【貝塚市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例】（抜粋）

（事業者の責務）

第6条 事業者は、次の各号に掲げるところにより、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

(1) 再生利用の可能な物の分別の徹底を図ること。

(2) 物の製造、加工、販売等を行う場合は、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第1項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用すること。

(3) 物の製造、加工、販売等を行う場合は、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにするとともに、廃棄物になったときは自ら回収すること。

(4) 物の製造、加工、販売等を行う場合は、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等を図ること。

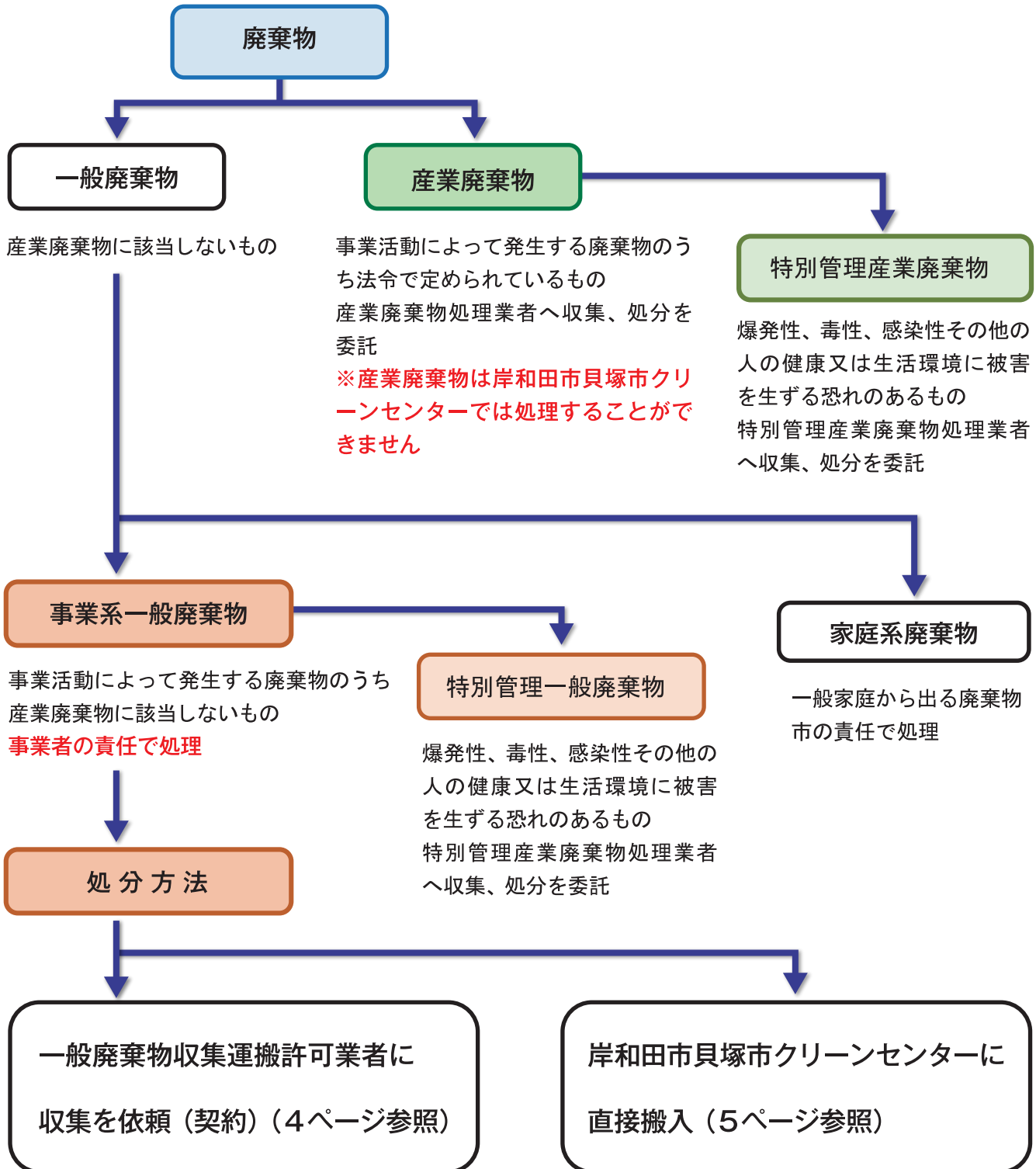
(5) 物の製造、加工、販売等を行う場合は、再生利用の容易な製品、容器等の開発に努めるとともに、当該製品、容器等の再生利用の方法その他の必要な情報を提供すること。

2 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔の保持に関して市が実施する施策に協力しなければならない。

廃棄物の分類

廃棄物処理法では、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分されています。

また、一般廃棄物は、家庭から排出される「家庭系ごみ」とお店や事業所から排出される「事業系ごみ」に分類されます。廃棄物の体系は下図のようになります。



事業系一般廃棄物とは？

事業活動に伴って発生する産業廃棄物以外のすべてのごみをいいます。

事業活動には飲食店等の各種店舗、会社、工場、ホテルなどの営利を目的とするものばかりでなく、病院、学校、官公庁、社会福祉施設等の公共サービス等を行っている事業も含まれます。

事業系一般廃棄物の処理方法

許可業者に収集運搬を依頼する場合

貝塚市内の事業所・店舗等から発生するごみ（事業系一般廃棄物）は、貝塚市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼（契約）してください。

依頼の際は、収集運搬費用とごみ処分手数料が必要です。

事前に収集回数や収集時間、収集量、収集場所を把握しておいてください。

橋本金属有限会社

所在地：貝塚市小瀬 93 番地 1

電 話：072-431-3495

F A X：072-432-0800

阪南設備工業株式会社

所在地：貝塚市堀 3 丁目 14 番 6 号

電 話：072-422-0568

F A X：072-423-2910

※ごみの収集・運搬の許可を持たない業者が、業としてそれらの行為を行うことは、法律で禁止されています。

また、事業者が、廃棄物の収集・運搬又は処分を無許可の業者等に依頼すると廃棄物処理法違反により罰せられます。

事業者自らが岸和田市貝塚市クリーンセンターへ運ぶ場合



岸和田市貝塚市クリーンセンター

住所：岸和田市岸之浦町1番地の2

電話：072-436-5389

受付時間：月曜日～金曜日（祝日の場合も受付）
の午後1時～午後5時
（できるだけ午後4時30分までに入场してください）

※土曜日、日曜日は受付していません
なお年末年始は受付時間が変わりますので
ホームページでご確認ください。

◇料金

	令和2年4月～	令和4年4月～	令和6年4月～
70kgまで	1,000円	1,000円	1,000円
70kg超 10kgごとに加算	120円	140円	150円

◇注意事項

岸和田市貝塚市クリーンセンターでは処理できないものもありますので、不明な点がございましたら事前にお問い合わせください。

- ・搬入車は車高3.8メートル以下で車両総重量8トン未満最大積載量5トン未満（通称4トン車）の車両まででお願いします。
- ・岸之浦大橋は強い風が吹きますので、荷台をシートで覆うなど、積荷の落下防止対策をお願いします。
- ・搬入の際には、「一般廃棄物搬入申請書」が必要です。クリーンセンターのホームページからダウンロードすることが可能です。また、運転免許証・身分証明書の提示が必要です。

※クリーンセンターでは産業廃棄物を処理することはできません。

主な産業廃棄物の例を11ページに記載しています。搬入できないごみは一般廃棄物収集運搬許可業者にも依頼できません。

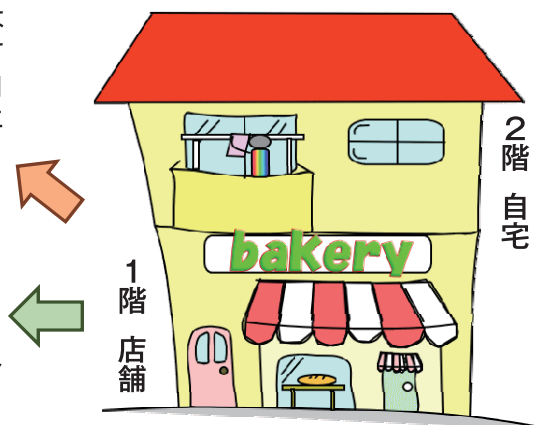
事業系ごみと家庭系ごみは区別して処理しましょう

事業系一般廃棄物

お店や事業所から出るごみは家庭系ごみの排出場所に出すことはできません。事業者自らが処理するか、許可業者に収集運搬を依頼しましょう。

産業廃棄物

産業廃棄物の処理業者に収集、処理を依頼してください。



家庭系廃棄物

居住している自宅部分から出るごみは市が収集するので、家庭系ごみの排出場所に出してください。

店舗付き住宅の場合

事業活動に伴って出るごみは、その量・種類に関わらず、各家庭のごみ集積場に出すことはできません。店舗部分から出たごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物（3ページ参照）に分かれます。事業系一般廃棄物は自身でクリーンセンターへ運ぶか、貝塚市の許可業者に依頼してください。産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者へ収集、処理を依頼してください。

居住している部分から出るごみは、家庭系のごみの排出場所に出してください。

Q&A

Q: 事業系ごみは少ししか出ないし、家庭系ごみと同じものなので、家庭系の指定ごみ袋に入れて排出してもいいですか？

A: 指定ごみ袋は家庭系ごみを出すためのものですので、量の多少や種類に関係なく、事業系ごみを入れて排出することはできません。また、事業活動によって発生したごみは、市は収集していません。

Q: 店舗や事業所から自宅へ持ち帰ったごみは、家庭系ごみとして排出してもいいですか？

A: 事業活動によって発生したごみは、自宅へ持ち帰っても事業系ごみとなりますので、家庭系ごみとして排出することはできません。

産業廃棄物について

下記の表の産業廃棄物は市では処理できませんので、産業廃棄物処理業者へ収集・処分を依頼してください。

◇産業廃棄物一覧

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残渣物、その他の焼却かす
	2 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液など、全てのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成皮革、合成ゴムくず（廃タイヤ含む）など、固形状液状全ての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研磨くずなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず（板ガラス等）、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くずなど、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくず
	10 鉱さい	高炉、平炉、電気炉等溶解炉かす、鋳物廃砂、ボタ、不良石灰、粉炭かすなど
	11 がれき類	工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業に係るもの PCBが塗布され、又は染み込んだもの
	14 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係るもの PCBが染み込んだもの

特定の事業活動に伴うもの	15	繊維くず（天然繊維くずのみ）	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの PCBが染み込んだもの 羊毛くず等の天然繊維くず
	16	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	17	動物系固形不要物	と蓄場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	19	動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
20	以上の産業廃棄物を処分する為に処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		

産業廃棄物に関する問い合わせ先

◇産業廃棄物についての問い合わせ

大阪府 泉州農と緑の総合事務所 環境指導課
岸和田市野田町3丁目13-2（泉南府民センタービル内）
電話：072-437-2530
FAX：072-438-2069

◇産業廃棄物処理業者の紹介

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会
大阪府中央区農人橋1丁目1番22号 大江ビル3階
電話：06-6943-4016
FAX：06-6942-5314

不法投棄は、法律で厳しく禁止されています！

5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金

又は、この併科に処せられます。（法人の場合は3億円以下の罰金）

また、処理を委託した業者が不法投棄を行った場合で

あっても、排出した事業者の責任が問われることがあります。



正しい分別で古紙をリサイクルしましょう

事業所から排出される一般廃棄物の中で、大きい割合を占めるのは紙ごみです。古紙はリサイクルルートが整備されており、減量効果も高いことから、取り組みやすい品目です。

古紙を燃えるごみとして処分すると、収集運搬料と処分料がかかります。リサイクルを行い、ごみの減量化に取り組んでください。

古紙の発生抑制

- ・電子メールなどを活用し、ペーパーレス化を推進する
- ・資料や書類を共通化・一元化し、コピーや印刷を抑制する
- ・両面印刷や2イン1印刷等を活用する

古紙は何に生まれ変わるの？



このような再生商品に生まれ変わります

古紙をリサイクルするには、きちんと分別しましょう！

古紙は種類によって、再生される紙が違います。そのため、古紙の有効利用には正しい分別が欠かせません。

古紙としてリサイクルに出す際には、ダンボール、雑誌、新聞、紙パックなど、種類ごとに分別しましょう。

古紙に混ぜてはいけないもの（禁忌品）

紙の中にはリサイクルできない「きんきひん禁忌品」と呼ばれるものがあります。

これらが資源物に混入すると、リサイクル工場において、品質の低下、機械の故障の原因となります。禁忌品は古紙に混ぜずに、ごみとして処理してください。

紙の禁忌品

- ・粘着物の付いた封筒や圧着はがき（親展はがき）
- ・防水加工紙（紙コップ、紙皿、紙製の食品容器など）
- ・油や食品残渣などで汚れた紙
- ・金銀などの金属が箔押しされた紙
- ・合成紙（プラスチック製品で、正確には紙ではないもの）
- ・捺染紙（アイロンプリント紙。絵柄など布地に加熱してプリントする際に使用される紙）
- ・感熱性発泡紙（加熱により発泡するインキが塗布された紙。点字関係で使用されるもの）
- ・感熱紙（ファックス用紙、レシートなど）
- ・印画紙の写真、インクジェット写真プリント用紙
- ・感光紙（青焼きコピー紙）
- ・裏カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
- ・複合素材の紙（プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせたもの）
- ・臭いのついた紙（石けんの個別包装紙、洗剤や線香の紙箱など）

紙以外の禁忌品

- ・ガムテープ、ビニールテープなどの粘着テープ類
- ・セロハン、フィルム類
- ・クリアファイルなどのプラスチック製品
- ・ファイルの金具
- ・金属クリップ類

古紙以外も分別してリサイクルしましょう

古紙以外にも、空き缶、空きびん、ペットボトル、金属類などは再生利用が容易です。リサイクルを推進して、廃棄物の減量に努めましょう。

大阪府に登録している再生事業者（リサイクル業者）については府ホームページの「登録廃棄物再生事業者名簿」で確認することができます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/gyousyameibo/>



主な産業廃棄物の例

下記の品目は岸和田市貝塚市クリーンセンターに搬入できません。

種類	備考
エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・洗濯乾燥機・衣類乾燥機	家電リサイクル法の対象のため、一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター（電話：0120-319-640）にお問い合わせください。 ※家庭用として製造・販売されているものを業務用として使用していた場合も家電リサイクル法の対象となります。
パソコン	一般社団法人パソコン3R推進協会 （電話：03-3292-7518）にお問い合わせください。
原動機付き自転車・自動二輪車・オートバイ（部品を含む）	二輪車リサイクルコールセンター （電話：050-3000-0727）にお問い合わせください。
自動車・自動車部品（キャリア、タイヤチェーン、自動車用小型アクセサリ一除く）	公益財団法人自動車リサイクル促進センター （電話：050-3786-7755）にお問い合わせください。
消火器	消火器リサイクル推進センター （電話：03-5829-6773）にお問い合わせください。
化学繊維製品	産業廃棄物（廃プラスチック類）
ガスボンベ・その他ボンベ類	産業廃棄物（金属くず）
ガラス製品	産業廃棄物（ガラスくず）
蛍光管・電球	産業廃棄物（金属くず・ガラスくず）、一部水銀廃棄物
合成皮革	産業廃棄物（廃プラスチック類）
食器類	産業廃棄物（ガラスくず）
石油類・オイル類	産業廃棄物（廃油）
石膏ボード・耐火ボード・断熱材・ガラスウール	産業廃棄物（ガラスくず、コンクリートくず）建築業に係るものは木くずも産業廃棄物。
机、椅子、ロッカー（金属製）	産業廃棄物（金属くず）
注射針	産業廃棄物（金属くず）
電化製品	産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず）
電池	産業廃棄物（汚泥、金属くず）
農薬・薬品・塗料	産業廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類）
農業用ビニール	産業廃棄物（廃プラスチック類）
農業用機械	産業廃棄物（金属くず、廃プラスチック類）
廃タイヤ	産業廃棄物（廃プラスチック類）
発泡スチロール	産業廃棄物（廃プラスチック類）